

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局奈良国道事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成三十年二月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（移動計測車両による測量及び数値図化）

二 測量の地域 天理市 国道二五号（名阪国道）九一・一キロポイント〱九一・六キロポイント

三 測量の期間 平成三十年一月十二日から同年三月二十日まで